

IP通信網サービス契約約款 別冊（シェアードIP-PBXサービス） 【現改比較表】 2021年1月31日現在

～2021年1月30日

2021年1月31日～

目次（略）
第1条（略）
（用語の定義）
第2条（略）

用語	用語の意味
1～12（略）	（略）
13 IP通信網利用回線	<p>(1) 削除</p> <p>(2) 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの</p> <p>別冊に定める第2種契約（当社が別に定めるものに限り、以下同じとします。）<u>、第6種契約（当社が別に定めるものに限り、以下同じとします。）又は当社のUniversal Oneサービス契約約款に定めるクローズドコンピュータ通信網契約（カテゴリー2（共通編別記2の(1)又は(3)に規定する特定協定事業者又は特定加入者回線（クラス5に係るものを除きます。））を利用するものに限り、以下同じとします。）</u>に係るDSL回線又は光アクセス回線であって、第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの</p> <p>（略）</p>
14～47（略）	（略）

目次（略）
第1条（略）
（用語の定義）
第2条（略）

用語	用語の意味
1～12（略）	（略）
13 IP通信網利用回線	<p>(1) 削除</p> <p>(2) 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの</p> <p>別冊に定める第2種契約（当社が別に定めるものに限り、以下同じとします。）<u>又は第6種契約（当社が別に定めるものに限り、以下同じとします。）</u>に係るDSL回線又は光アクセス回線であって、第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの</p> <p>（略）</p>
14～47（略）	（略）

～2021年1月30日

2021年1月31日～

第3条～第73条（略）

（第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等）

第73条の2 第6種シェアードIP-PBXサービスには、次の種類があります。

種類	内容
(略)	(略)
カテゴリ-4	(略)
<u>カテゴリ-6</u>	<u>IP通信網利用回線（当社のUniversal Oneサービス契約約款に定めるクローズドコンピュータ通信網契約であってカテゴリ-2のクラス2のタイプ6に係るものに限ります。）及びUniversal One網を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの</u>
カテゴリ-7	(略)
備考(略)	

2～3（略）

第73条の3～第73条の4（略）

（第6種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾）

第73条の5 当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）第1項の申込みがあった場合、その請求を承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定する場合又は次の場合には、その第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) IP通信網利用回線に係る第2種契約者、第6種契約者、クローズドコンピュータ通信網契約者若しくはCCNグループの代表者、Universal One 利用回線に係る契約者若しくは代表契約者、IP-VPN利用回線に係る契約者若しくはVPNグループ代表者、スマートPBX契約者（別冊(スマートPBXサービス)に定める契約者をいいます。）、Arcstar Contact Center サービス契約者（Arcstar Contact Center 契約約款に定める契約者をいいます。）又は当社が別に定める契約者の同意がないとき。

(注) 当社が別に定める契約者は、Arcstar UCaaS 利用規約に定める契約者とします。

第3条～第73条（略）

（第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等）

第73条の2 第6種シェアードIP-PBXサービスには、次の種類があります。

種類	内容
(略)	(略)
カテゴリ-4	(略)

カテゴリ-7	(略)
備考(略)	

2～3（略）

第73条の3～第73条の4（略）

（第6種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾）

第73条の5 当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）第1項の申込みがあった場合、その請求を承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定する場合又は次の場合には、その第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) IP通信網利用回線に係る第2種契約者、第6種契約者、Universal One 利用回線に係る契約者若しくは代表契約者、IP-VPN利用回線に係る契約者若しくはVPNグループ代表者、スマートPBX契約者（別冊(スマートPBXサービス)に定める契約者をいいます。）、Arcstar Contact Center サービス契約者（Arcstar Contact Center 契約約款に定める契約者をいいます。）又は当社が別に定める契約者の同意がないとき。

(注) 当社が別に定める契約者は、Arcstar UCaaS 利用規約に定める契約者とします。

(2)～(4) (略)

第73条の5の2～第73条の8 (略)

(第6種シェアードIP-PBX契約者の発信番号通知)

第73条の9 第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリ3タイプ4を除きます。)に係る通信については、発信元のIPセントレックス番号を着信先へ通知します。

ただし、次の場合はこの限りではありません。

(1) (略)

(2) (略)

(3) 料金表第1表に規定するIP Voice番号通知機能の提供を受けている場合は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ5に係る者に限ります。)が指定したIPセントレックス番号(この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者が契約する第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3(タイプ5を除きます。)、カテゴリ4、カテゴリ6及びカテゴリ7に係るものに限ります。))に係るIPセントレックス番号に限ります。)を着信先へ通知します。

2～3 (略)

第73条の10 (略)

(第6種シェアードIP-PBX契約に基づく権利の譲渡)

第73条の11 当社は、共通編第13条(IP通信網約款に基づく権利の譲渡)第2項の規定により第6種シェアードIP-PBX利用権(第6種シェアードIP-PBX契約者が第6種シェアードIP-PBX契約に基づいて第6種シェアードIP-PBXサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡の承認を求められたときは、共通編第13条第3項のほかIP通信網利用回線に係る第2種契約者、第6種契約者、クラウドコンピュータ通信網契約者若しくはCCNグループの代表者、Universal One利用回線に係る契約者若しくは代表契約者、IP-VPN利用回線に係る契約者若しくはVPNグループ代表者、スマートPBX契約者、Arcstar Contact Centerサービス契約者又は当社が別に定める契約者の同意がないときを除いて、これを承認します。

(注)当社が別に定める契約者は、Arcstar UCaaS利用規約に定める契約者となります。

(2)～(4) (略)

第73条の5の2～第73条の8 (略)

(第6種シェアードIP-PBX契約者の発信番号通知)

第73条の9 第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリ3タイプ4を除きます。)に係る通信については、発信元のIPセントレックス番号を着信先へ通知します。

ただし、次の場合はこの限りではありません。

(1) (略)

(2) (略)

(3) 料金表第1表に規定するIP Voice番号通知機能の提供を受けている場合は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ5に係る者に限ります。)が指定したIPセントレックス番号(この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者が契約する第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3(タイプ5を除きます。)、カテゴリ4及びカテゴリ7に係るものに限ります。))に係るIPセントレックス番号に限ります。)を着信先へ通知します。

2～3 (略)

第73条の10 (略)

(第6種シェアードIP-PBX契約に基づく権利の譲渡)

第73条の11 当社は、共通編第13条(IP通信網約款に基づく権利の譲渡)第2項の規定により第6種シェアードIP-PBX利用権(第6種シェアードIP-PBX契約者が第6種シェアードIP-PBX契約に基づいて第6種シェアードIP-PBXサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡の承認を求められたときは、共通編第13条第3項のほかIP通信網利用回線に係る第2種契約者、第6種契約者、Universal One利用回線に係る契約者若しくは代表契約者、IP-VPN利用回線に係る契約者若しくはVPNグループ代表者、スマートPBX契約者、Arcstar Contact Centerサービス契約者又は当社が別に定める契約者の同意がないときを除いて、これを承認します。

(注)当社が別に定める契約者は、Arcstar UCaaS利用規約に定める契約者となります。

第73条の11の1～第74条（略）

（付加機能の提供上の条件）

第74条の2（略）

第74条の2の2 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ3のタイプ5に限ります。）から付加機能（IP Voice番号通知機能に限ります。以下この条において同じとします。）の請求があったときは、共通編第18条（付加機能の提供）のほか、その第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ3のタイプ5に限ります。）が第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3（タイプ5を除きます。）、カテゴリ4、カテゴリ6及びカテゴリ7に係る者に限ります。）と同一の者とならないときは、付加機能を提供しません。

第74条の3～第88条（略）

別記

1 電話番号の普通案内及び重複案内

(1) シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ4、カテゴリ6又はカテゴリ7に係るものに限ります。）に係る者に限ります。以下この項において同じとします。）は、IPセントレックス番号の普通案内（1の氏名、名称又は称号につき1のIPセントレックス番号を案内することをいいます。以下同じとします。）に係る請求をしその承諾を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）第2（電話番号案内料）に規定する普通案内料の支払いを要します。

(2) （略）

2 電話帳の普通掲載

(1) 当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ4、カテゴリ6又はカテゴリ7に係るものに限ります。）に係る者に限ります。以下この項において同じとします。）から請求があったときは、IPセントレックス番号に普通掲載として次の事項を掲載します。

ア～ウ（略）

(2)～(4)（略）

3 電話帳の掲載省略

当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ4、カテゴリ6又はカテゴリ7に係るものに限ります。）に係る者に限ります。以下この項において同じとします。）から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。

第73条の11の1～第74条（略）

（付加機能の提供上の条件）

第74条の2（略）

第74条の2の2 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ3のタイプ5に限ります。）から付加機能（IP Voice番号通知機能に限ります。以下この条において同じとします。）の請求があったときは、共通編第18条（付加機能の提供）のほか、その第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ3のタイプ5に限ります。）が第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3（タイプ5を除きます。）、カテゴリ4及びカテゴリ7に係る者に限ります。）と同一の者とならないときは、付加機能を提供しません。

第74条の3～第88条（略）

別記

1 電話番号の普通案内及び重複案内

(1) シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ4又はカテゴリ7に係るものに限ります。）に係る者に限ります。以下この項において同じとします。）は、IPセントレックス番号の普通案内（1の氏名、名称又は称号につき1のIPセントレックス番号を案内することをいいます。以下同じとします。）に係る請求をしその承諾を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）第2（電話番号案内料）に規定する普通案内料の支払いを要します。

(2) （略）

2 電話帳の普通掲載

(1) 当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ4又はカテゴリ7に係るものに限ります。）に係る者に限ります。以下この項において同じとします。）から請求があったときは、IPセントレックス番号に普通掲載として次の事項を掲載します。

ア～ウ（略）

(2)～(4)（略）

3 電話帳の掲載省略

当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ4又はカテゴリ7に係るものに限ります。）に係る者に限ります。以下この項において同じとします。）から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。

4 電話帳の重複掲載

(1) 当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー4、カテゴリー6又はカテゴリー7に係るものに限ります。）に係る者に限ります。以下この項において同じとします。）から、普通掲載のほか、別記2（電話帳の普通掲載）に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。

ア～イ（略）

(2)～(3)（略）

5～7（略）

料金表

通則（略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1～4（略）

5 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの

5-1（略）

5-2 料金額

5-2-1 利用料

ア～オ（略）

カ カテゴリー6

<u>単 位</u>	<u>料 金 額</u>
<u>1の契約ごとに月額</u>	<u>580円 (638円)</u>

キ（略）

5-2-2 付加機能利用料

(月額)

区 分	単 位	料 金 額
(略)	(略)	(略)
通信チャネル (略)	(略)	(略)

4 電話帳の重複掲載

(1) 当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー4又はカテゴリー7に係るものに限ります。）に係る者に限ります。以下この項において同じとします。）から、普通掲載のほか、別記2（電話帳の普通掲載）に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。

ア～イ（略）

(2)～(3)（略）

5～7（略）

料金表

通則（略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1～4（略）

5 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの

5-1（略）

5-2 料金額

5-2-1 利用料

ア～オ（略）

カ 削除

キ（略）

5-2-2 付加機能利用料

(月額)

区 分	単 位	料 金 額
(略)	(略)	(略)
通信チャネル (略)	(略)	(略)

～2021年1月30日

2021年1月31日～

追加機能	<u>カ</u> <u>カテゴリー</u> <u>6に係るもの</u>	<u>1の通信チャ</u> <u>ネルごとに</u>	<u>580円(638円)</u>
	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)

5-2-3～5-2-4、第2 (略)

第2表 工事に関する費用 (工事費 (附帯サービスの工事費を除きます。))

1 適用 (略)

2 工事費の額

2-1～2-3(略)

2-4 第6種シェアードIP-PBXサービスに関するもの
(略)

区 分		単 位	工事費の額
ア 交換機等 工事費	(ア) 利用 の開始に 関する工 事の場合	カテゴリー1 (タイプ2を除き ます。)、カテゴリー2、カテ ゴリー3、 <u>カテゴリー4</u> <u>又はカテ ゴリー6</u> のもの	1 の 契 約 ご と に 2,000円 (2,200円)
		(略)	(略)
	(イ) 上 記 以外に 関する 工事の 場合	カテゴリー1 (タイプ2を除き ます。)、カテゴリー2、カテ ゴリー3 (タイプ5を除き ます。)、 <u>カ テ ゴ リ ー 4</u> <u>又はカ テ ゴ リ ー 6</u> のもの	1 の 契 約 ご と に 2,000円 (2,200円)
		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

第3表～料金表別表1 (略)

料金表別表2 第6種シェアードIP-PBXに係る付加機能

区 分	提 供 条 件
-----	---------

追加機能	<u>カ</u> <u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>
	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)

5-2-3～5-2-4、第2 (略)

第2表 工事に関する費用 (工事費 (附帯サービスの工事費を除きます。))

1 適用 (略)

2 工事費の額

2-1～2-3(略)

2-4 第6種シェアードIP-PBXサービスに関するもの
(略)

区 分		単 位	工事費の額
ア 交換機等 工事費	(ア) 利用 の開始に 関する工 事の場合	カテゴリー1 (タイプ2を除き ます。)、カテゴリー2、カテ ゴリー3 <u>又はカ テ ゴ リ ー 4</u> のもの	1 の 契 約 ご と に 2,000円 (2,200円)
		(略)	(略)
	(イ) 上 記 以外に 関する 工事の 場合	カテゴリー1 (タイプ2を除き ます。)、カテゴリー2、カテ ゴリー3 (タイプ5を除き ます。) <u>又 はカ テ ゴ リ ー 4</u> のもの	1 の 契 約 ご と に 2,000円 (2,200円)
		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

第3表～料金表別表1 (略)

料金表別表2 第6種シェアードIP-PBXに係る付加機能

区 分	提 供 条 件
-----	---------

～2021年1月30日

2021年1月31日～

1～11(略)	(略)
12 メンバースネット機能 (タイプ1) (略)	(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者 (カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ4、 <u>カテゴリ6</u> 及びカテゴリ7に係る者に 限ります。)に、この機能を提供します。この 場合において、追加機能の提供については、料 金表に定めるところによります。 (略)
13 メンバースネット機能 (タイプ2) (略)	(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者 (カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ4、 <u>カ テゴリ6</u> 及びカテゴリ7に係る者に限りま す。)に、この機能を提供します。 この場合において、追加機能の提供については、料 金表に定めるところによります。 (略)
14 理由表示値通知機能 (略)	当社は、第6種シェアードIP-PBX契 約者(カテゴリ1、カテゴリ2、 <u>カテゴ リ4又はカテゴリ6</u> に係るもの(付加機 能(メンバースネット機能(タイプ1)及び メンバースネット機能(タイプ2)に限りま す。)を利用する場合を除きます。)に限り ます。)に、この機能を提供します。
15 (略)	(略)
16 IP Voice番号通 知機能 この機能を利用する第6種シ	(略)

1～11(略)	(略)
12 メンバースネット機能 (タイプ1) (略)	(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者 (カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ4 及びカテゴリ7に係る者に限ります。)に、 この機能を提供します。この場合において、追 加機能の提供については、料金表に定めるとこ ろによります。 (略)
13 メンバースネット機能(タ イプ2) (略)	(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者 (カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ4及 びカテゴリ7に係る者に限ります。)に、この 機能を提供します。 この場合において、追加機能の提供については、料金 表に定めるところによります。 (略)
14 理由表示値通知機能(略)	当社は、第6種シェアードIP-PBX契約 者(カテゴリ1、カテゴリ2 <u>又はカテゴ リ4</u> に係るもの(付加機能(メンバースネ ット機能(タイプ1)及びメンバースネット 機能(タイプ2)に限ります。)を利用する 場合を除きます。)に限ります。)に、この 機能を提供します。
15 (略)	(略)
16 IP Voice番号通知 機能 この機能を利用する第6種シ	(略)

～2021年1月30日

2021年1月31日～

エアードIP-PBX契約（カテゴリ3のタイプ5に係るものに限ります。）に係るIPセントレックス番号から行う通話について、そのIPセントレックス番号に替えて指定のIPセントレックス番号（この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ3のタイプ5に係る者に限ります。）が契約する第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3（タイプ5を除きます。）、[カテゴリ4](#)、[カテゴリ6](#)及びカテゴリ7に係るものに限ります。以下、本欄において「通知元第6種シェアードIP-PBX契約」といいます。）に係るIPセントレックス番号に限ります。）を着信先に通知する機能

エアードIP-PBX契約（カテゴリ3のタイプ5に係るものに限ります。）に係るIPセントレックス番号から行う通話について、そのIPセントレックス番号に替えて指定のIPセントレックス番号（この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ3のタイプ5に係る者に限ります。）が契約する第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3（タイプ5を除きます。）、[カテゴリ4](#)及び[カテゴリ7](#)に係るものに限ります。以下、本欄において「通知元第6種シェアードIP-PBX契約」といいます。）に係るIPセントレックス番号に限ります。）を着信先に通知する機能

IP通信網サービス契約約款 共通編

[附 則（令和3年1月20日 APS1サ第00734470号）](#)

[（実施期日）](#)

[1 この改正規定は、令和3年1月31日から実施します。](#)

～2021年1月30日

2021年1月31日～

(経過措置)

2 この改正規定実施の際、現に、改正前の規定により提供している第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリ6に限ります。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のおりとしします。

3 附則2の場合において、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ6に係る者に限ります。）は、次に掲げる契約内容の変更に限り請求等を行うことができます。

ア サービスの種類の変更

イ IPセントレックス番号の変更

ウ 通信チャネル数の変更

エ 付加機能又は附帯サービスの提供、利用内容の変更、廃止

オ その他の契約内容の変更

4 当社は、附則2の請求等があったときは、次の場合に限り、その請求等を承諾します。

ア 電気通信サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるとき。

イ その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。